

## 令和8年度農林環境専門職大学広報業務委託仕様書

1 委託業務名 令和8年度農林環境専門職大学広報業務委託

### 2 業務の目的

静岡県では、将来の農林業現場に求められる知識・技術を備えるとともに、農山村の景観・環境・文化等を理解し、地域社会を支えていくことができる農林業者を養成するため、令和2年度に静岡県立農林環境専門職大学及び同短期大学部（以下「本学」という。）を開学した。

そのため、本広報業務は、本学の認知度を向上させるとともに、本学のアドミッションポリシーにマッチした高校生及びその保護者等を主なターゲットとして、円滑かつ効果的に本学の情報を広報することを目的とする。

3 契約期間 契約締結日～令和9年3月12日（金）まで

### 4 業務内容

#### (1) 広報成果物、製作数及び期限

	媒体	仕 様	製作数 (目安)	期限 (目安)
1	大学案内	サイズ:A4版 ページ数:46 ページ程度 印刷:カラー印刷 構成:提案による 備考:納品時に本学 HP 等への掲載可能な電子媒体を DVD-R 等に格納して納品すること	6,000 部	令和8年 7月下旬
2	ポスター	サイズ:A2 版、B1版 印刷:カラー印刷 ・内容はオープンキャンパスや大学説明会の告知ではなく、本学をPRするもの ・A2 版とB1版のデザインは、同一でも異なっても可	A2 版 100 枚  B1版 20 枚	令和8年 7月下旬
3	パンフレット	サイズ:A3版両面二つ折り(全4ページ) 印刷:カラー印刷 種類:本学の紹介 備考:納品時に本学 HP 等への掲載可能な電子媒体をUSB等に格納して納品すること	日本語版 1,000 部 英語版 500 部	令和8年 7月下旬
4	大学紹介動画の一部差替え	大学紹介動画(約5分)のうち、学長(約 30 秒)及び学部長(約 20 秒)のインタビュー部分を差替える。	提案による	適時

	媒体	仕様	製作数 (目安)	期限 (目安)
5	日本学校農業クラブ大会での広報	第77回日本学校農業クラブ全国大会南四国大会(会場 徳島県・高知県) ・ブース出展は必須。その他は提案による。	提案による	大会は10月(申込期限5月末)
6	オリジナルグッズの制作	オープンキャンパス及び日本学校農業クラブ全国大会等において配布するグッズの制作 ・本学名称及び校章を入れること ・手提げバッグはA4の書類が入るサイズとし、数量は1,000枚以上 ・その他1種類以上で、1種類は1,000以上、その他は提案による。 備考:作成したデザインデータは、PDF、イラストレータ等の形式で納品すること。	手提げバッグ 1,000枚以上  その他提案による	令和8年7月下旬
7	独自提案	高校生及びその保護者等を主なターゲットに、効果的な広報を提案してください。	提案による	適時

※上記一連の広報・PR製作物は、統一感、一貫性のあるものとする。

※製作数や期限は目安であり、企画提案を踏まえて、委託者との協議により決定する。

※肖像権の使用制限があるモデルを使用する場合は、令和9年7月末まで使用できること。

## (2) 大学案内等の写真について

写真については、大学側から提供するもののほか、受託者が契約後に撮影するものとし、当該撮影にかかる費用は、すべて本業務の費用に含まれることとする。

## 5 スケジュール(想定)

6月上旬 契約締結

7月下旬 大学案内、パンフレット、ポスター及びグッズ納品

8月から 各種広報展開

## 6 注意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたり、本学と詳細にわたり打ち合わせを行うこと。
- (2) 打ち合わせ内容を記録簿として整理し、提出すること。
- (3) 受託者は、各項目についての作業状況等を正確に把握するとともに、必要に応じて本学に報告を行うこと。

## 7 受託者の責務

- (1) 受託者は、不測の事態により定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を本学へ連絡し、その指示に従うものとする。
- (2) 受託者は、業務の過程において本学から指示された事案については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (3) 受託者は、本業務に関連した個人情報等の取扱いについては、別記「個人情報取扱

特記事項」を遵守すること。

- (4) 受託者は業務内容に予測しない変更が生じた場合は、本学と協議の上、これを解決するものとする。

## 8 著作権等

- (1) 第三者が権利を有する著作物（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関する一切の手続を受託者において行うものとする。
- (2) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら本学の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (3) 委託事業により作成したデザインデータなどの著作権は、全て本学に帰属するものとし、本学が変種や改定等を行う場合には著作者人格権を行使しないこと。

## 9 秘密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩を防ぎ、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁財等の措置はすべて受託者が負担すること。
- (3) この項目について受託者は、前記3契約期間の終了後においても同様とする。

## 10 その他

- (1) 提示した仕様に対し、不足していると思われる事項があれば、その項目及び積算を、プレゼンテーションの3日前までに提示すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は記載内容に疑義が生じた場合は、速やかに本学の指示を受けること。
- (3) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項については協議の上、決定するものとする。